

保育所・認定こども園

保育利用の
2号・3号

平成31年度 入所申し込みを受け付けます

▶問い合わせ先 健康福祉課 こども福祉室 ☎26-2248 (直通)



平成31年度からの入所を希望する人

10月2・3・4日に申し込みを受け付けます。平成31年度中の入所を希望する人は、必ず期日中にお申し込みください。出生前でも申し込みができます。現在町外に住んでいて、これから町に転入する予定の人はご相談ください。

期 日	10月2日(火)	10月3日(水)	10月4日(木)
対象者	小倉・上野田・下野田・北下・南下・陣場地区に住む人	大久保・漆原地区に住む人	10月2・3日に都合がつかない人
	※10月2・3・4日に申し込みができない人は、 10月5日(金)～31日(木) (土・日・祝日を除く)にこども福祉室(4窓口)で受け付けます。		
受付時間	9:30～11:30、13:30～16:30		
場 所	役場 大会議室(2階) ※各保育所・認定こども園では受け付けできません。		
必要なもの	<input type="checkbox"/> 支給認定申請書兼保育関係施設利用申込書 <input type="checkbox"/> 父母の就労証明書 町ホームページでダウンロードできます。 ※自営業や家族の経営する事業に携わっている場合は、家族以外の就労証明などが必要になることがあります。 ※その他、就労中であることや収入について確認できる書類(直近の給与支払明細書、採用決定通知書など)の提出を求めることがあります。		
その他	○先着順ではありません。 ○定員などの都合により入所できない場合もあります。 ○入所承諾または不承諾通知は平成31年1月ごろ送付予定です。 ○案内・申込書などはこども福祉室や各保育所・認定こども園でも配布しています。		

「来年(2019年)の10月まで育休の予定だから、11月1日から子どもを預けたい」という人も対象です!



入所の基準

保護者と同居の親族全員が①～⑤のいずれかに該当するため、家庭で保育できない場合。

- ① 家庭外で仕事をしている
- ② 家庭内で当該児童と離れて日常の家事や育児以外の仕事をしている
- ③ 妊娠中または出産後間もない(出産前後2カ月まで)
- ④ 病気やけがをしているか心身に障害がある
- ⑤ 同居の親族に病人などいて、常に介護にあっている

現在入所していて、引き続き保育を希望する人

継続申込書(10月ごろ各保育所・認定こども園を通じて配布予定)を現在通っている各保育所・認定こども園に提出してください。